



DECLARATION OF NON-ESTABLISHMENT OF INTERNATIONAL SEARCH REPORT

(PCT Article 17(2)(a), Rules 13ter.1(c) and Rule 39)

Applicant's or agent's file reference	IMPORTANT	DECLARATION	Date of mailing(day/month/year)		
THX-1138	IMPORTANT	DECLARATION	26/06/2001		
International application No.	International filing date	(day/month/year)	(Earliest) Priority date(day/month/year)		
PCT/JP 00/08444		30/11/2000	A		
International Patent Classification (IPC) o	r both national classificatio	n and IPC	G06F17/60		
Applicant					
KOROLUK, Paul Alexander					
This International Searching Authority he be established on the international app	ereby declares, according t lication for the reasons ind	o Article 17(2)(a), that cated below			
1. X The subject matter of the intern	ational application relates	o:	RECEIVED SEP 1 9 2001		
a. scientific theories.			RECEIVE		
b mathematical theories			1 9 2001		
c. plant varieties.			SERI		
d. 🔄 animal varieties.			TC 1700		
and the products of such pro-	ocesses.	lants and animals, oth	er than microbiological processes		
f. X schemes, rules or methods	of doing business.		_		
g schemes, rules or methods	of performing purely menta	Il acts.	RECENTER		
h. schemes, rules or methods of playing games.					
 g. schemes, rules or methods of performing purely mental acts. h. schemes, rules or methods of playing games. i. methods for treatment of the human body by surgery or therapy. j. methods for treatment of the animal body by surgery or therapy. k. diagnostic methods practised on the human or animal body. 					
j methods for treatment of the	animal body by surgery o	r therapy.	To		
k. 🗌 diagnostic methods practise	d on the human or animal	body.	10 1700		
I. mere presentations of inform	nation.				
m. Computer programs for whic	h this International Search	na Authority is not eau	upped to search prior art		
		ing rotationly to not equ			
2. The failure of the following parts meaningful search from being ca	of the international applica	tion to comply with pre	escribed requirements prevents a		
the description	the claims	Г	the drawings		
		L			
3. The failure of the nucleotide and Administrative Instructions preve			e standard provided for in Annex C of the		
	-	3	standard		
the written form has not been furnished or does not comply with the standard. the computer readable form has not been furnished or does not comply with the standard.					
4. Further comments:			pry with the standard.		
Name and mailing address of the Internation					
European Patent Office, P.B.		Authorized officer			
NL-2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31		Mar'a Rodr'g	guez Nõvoa		
Fax: (+31-70) 340-3016					
		L			

Form PCT/ISA/203 (July 1998)

International Application No. PCT/JP 00/08444

FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 203

The subject-matter claimed in claim 1-15,18-21,28-31 falls under the provisions of Article 17(2)(a)(i) and Rule 39.1(iii), PCT, such subject-matter relating to a method of doing business.

Claims 16,17, 22-25 relate to a conventional system and computer readable medium for performing the business method of claims 1-15 etc. Although these claims do not literally belong to the method category, they essentially claim protection for the same commercial effect as the method claims. The International Searching Authority considers that searching this subject-matter would serve no useful purpose. It is not at present apparent how the subject-matter of the present claims may be considered defensible in any subsequent examination phase in front of the EPO as International Preliminary Examining Authority with regard to the provisions of Article 33(1) PCT (novelty, inventive step); see also Guidelines B-VII, 1-6).

The applicant's attention is drawn to the fact that claims relating to inventions in respect of which no international search report has been established need not be the subject of an international preliminary examination (Rule 66.1(e) PCT). The applicant is advised that the EPO policy when acting as an International Preliminary Examining Authority is normally not to carry out a preliminary examination on matter which has not been searched. This is the case irrespective of whether or not the claims are amended following receipt of the search report or during any Chapter II procedure. If the application proceeds into the regional phase before the EPO, the applicant is reminded that a search may be carried out during examination before the EPO (see EPO Guideline C-VI, 8.5), should the problems which led to the Article 17(2) declaration be overcome.

US	

1 1

РСТ

国際調査報告

(法8条、	法施行	行規則第40、	41	条)
(PCT1	8条、	PCT規則4	43、	44)

出願人又は代理人 の書類記号 2041PCT2000	今後の手続きについては、国際調査報告の送付通知様式(PCT/ISA/220) 及び下記5を参照すること。			
国際出願番号 PCT/JP00/08445	国際出願日 (日.月.年) 30.11.00 優先日 (日.月.年) 30.11.99			
出願人(氏名又は名称) 内山二	L業株式会社			
国際調査機関が作成したこの国際調査 この写しは国際事務局にも送付される	査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。 3。			
この国際調査報告は、全部で2	ページである。			
この調査報告に引用された先行	支術文献の写しも添付されている。			
	くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。 れた国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。			
 b. この国際出願は、ヌクレオチ この国際出願に含まれる書 	ド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 面による配列表			
この国際出願と共に提出さ	れたフレキシブルディスクによる配列表			
□ 出願後に、この国際調査機	関に提出された書面による配列表			
一	関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表			
□ 出願後に提出した書面によ 書の提出があった。	る配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述			
• • • •	た配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述			
2. □ 請求の範囲の一部の調査	ができない(第I欄参照)。			
 3. □ 発明の単一性が欠如している(第Ⅱ欄参照)。				
4.発明の名称は 🗴 出版	頃人が提出したものを承認する。			
次	こ示すように国際調査機関が作成した。			
-				
5. 要約は 🛛 🗴 出版	頃人が提出したものを承認する。			
I I I	II欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により 祭調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこ 国際調査機関に意見を提出することができる。			
6. 要約書とともに公表される図は、 第 図とする。 🗌 出	願人が示したとおりである。 x なし			
日 田	頑人は図を示さなかった。			
· □ 本[図は発明の特徴を一層よく表している。			

.

力条約

許

特

協

様式PCT/ISA/210(第1ページ)(1998年7月)

国際調査報

1 T

国際出願番号

CT/JP00/08445

A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))				
Int Cl' H01F 1/117				
B. 調査を行った分野				
調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))				
Int Cl ⁷ H01F 1/117				
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの				
日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2001年				
日本国登録実用新案公報 1994-2001年				
日本国実用新案登録公報 1996-2001年				
	調査に使用した用語)			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
C. 関連すると認められる文献				
引用文献の カテゴリー* 引用文献名 及び一部の箇所が関連すると	関連する 			
A JP, 63-284804, A (ティ 2.11月.1988 (22.11.				
2. 11/1. 1900 (22. 11.				
└── C欄の続きにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別紙を参照。			
* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献			
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す	「丁」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって			
もの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日	出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 の理解のために引用するもの			
以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明			
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行	の新規性又は進歩性がないと考えられるもの			
日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する 文献(理由を付す)	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに			
「O」ロ頭による開示、使用、展示等に言及する文献	よって進歩性がないと考えられるもの			
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	「&」同一パテントファミリー文献			
国際調査を完了した日国際調査報告の発送日				
	国际网组和日 切 完运日 2 0.02.01			
国際調査機関の名称及びあて先	特許庁審査官(権限のある職員) 📻 5 R 7 3 7 1			
日本国特許庁(ISA/JP)	平塚 義三 前二十一一一一			
郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	電話番号 03-3581-1101 内線 6794			

様式PCT/ISA/210 (第2ページ) (1998年7月)

₫,

R 📐

INTERNATION SEARCH REPORT

International application No.

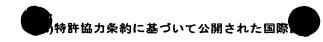
PCT/JP00/08445

ATTACHMENT G

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER			
Int.Cl ⁷ H01F 1/117			
		1	
According to International Patent Classification (IPC) or to both	national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED			
Minimum documentation searched (classification system follow	ed by classification symbols)		
Int.Cl ⁷ H01F 1/117			
Documentation searched other than minimum documentation to	the extent that such documents are included	in the fields area to t	
Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996	Toroku Jitsuyo Shinan K	oho 1994-2001	
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2001			
Electronic data base consulted during the international search (na	ame of data base and, where practicable, sea	rch terms used)	
		,	
	······································		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT			
Category* Citation of document, with indication, where	appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	
A JP, 63-284804, A (TDK Corporat	tion),	1-7	
22 November, 1988 (22.11.88)	(Family: none)		
	·		
	r l		
Further documents are listed in the continuation of Box C.	See patent family annex.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Special categories of cited documents: A" document defining the general state of the art which is not	"T" later document published after the intern	national filing date or	
considered to be of particular relevance	priority date and not in conflict with the understand the principle or theory under	application but cited to lying the invention	
E" earlier document but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the cl considered novel or cannot be considered	aimed invention cannot be	
L ^a document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other	step when the document is taken alone		
special reason (as specified)	considered to involve an inventive step	when the document is	
means	combined with one or more other such d combination being obvious to a person s	ocuments, such killed in the art	
document published prior to the international filing date but later "&" document member of the same patent family than the priority date claimed			
e of the actual completion of the international search Date of mailing of the international search report			
13 February, 2001 (13.02.01) 20 February, 2001 (20.02.01)			
me and mailing address of the ISA/ Authorized officer			
Japanese Patent Office			
acsimile No.	Telephone No.		

国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP00/08445
A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))	
Int Cl ⁷ H01F 1/117	
B. 調査を行った分野	
調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))	
Int Cl' H01F 1/117	
 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2001年 日本国登録実用新案公報 1994-2001年 日本国実用新案登録公報 1996-2001年 	·
国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、	. 調査に使用した用語)
C. 関連すると認められる文献 引用文献の	BBYdy June
カテゴリー* 引用文献名 及び一部の箇所が関連する。	ときは、その関連する箇所の表示
A JP, 63-284804, A (テ 2.11月.1988 (22.11.	ィーディーケイ株式会社),2 88) (ファミリーなし)
	б
□ C欄の続きにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別紙を参照。
 * 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す もの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日 以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する 文献(理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願 	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって 出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに よって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献
国際調査を完了した日 13.02.01	国際調査報告の発送日 20.02.01
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 平塚 義三 電話番号 03-3581-1101 内線 6794
様式PCT/ISA/210(第2ページ)(1998年7月)





(19) 世界知的所有権機関 国際事務局



(43)国際公開日 2001年6月7日(07.06.2001)

PCT

H01F 1/117

(10) 国際公開番号 WO 01/41162 A1

(51) 国際特許分類7:

~ť

- (21) 国際出願番号: PCT/JP00/08445
- (22) 国際出願日: 2000 年11 月30 日 (30.11.2000)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ: 特 願 平 11/340227

 1999 年11 月30 日 (30.11.1999) ア
 特 願 平 11/353051

 1999 年12 月13 日 (13.12.1999) ア
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について):内 山工業株式会社 (UCHIYAMA MANUFACTURING CORP.) [JP/JP];〒702-8004 岡山県岡山市江並388番 地 Okayama (JP).

- (72) 発明者; および
 (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 山口義彦 (YA-MAGUCHI, Yoshihiko) [JP/JP]; 〒701-2225 岡山県赤 磐郡赤坂町山口2121 内山工業株式会社 赤坂工場内 Okayama (JP).
- (74) 代理人: 弁理士 鈴木正次,外(SUZUKI, Shoji et al.); 〒160-0017 東京都新宿区左門町16-2 日本生命四谷ビル6階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (国内): DE, JP, US.

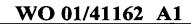
添付公開書類: —— 国際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される 各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語 のガイダンスノート」を参照。

(54) Title: MAGNETIC RUBBER COMPOSITION FOR ENCODER

【(54)発明の名称:エンコーダ用磁性ゴム組成物

(57) Abstract: A magnetic rubber composition for an encorder, characterized as comprising 100 parts of a hydrogenated nitrilebutadiene rubber having an acrylonitrile content of 15 to 50 % and a hydrogenation degree of 80 to 99 %, 300 to 1800 parts of strontium-ferrite, barium-ferrite or a mixture of strontium-ferrite and barium-ferrite, 0.5 to 2 parts of a silane coupling agent and 1 to 10 parts of a lubricant. The composition has, when magnetized, magnetic properties being practically sufficient to be used as an encoder, and at the same time, has sufficient resistance to heat, water and an oil to be used as an encoder, is excellent in processability, and is capable of undergoing vulcanization adhesion with a metal.



ş

•

(57) 要約:

着磁されてエンコーダとして使用されるに十分な実用域の磁気特性を持つと共 に、エンコーダとして使用されるために必要とされる耐熱性、耐水性及び耐油性 を有し、加工性に優れ、金属との加硫接着が可能であるエンコーダ用磁性ゴム組 成物を提供するものである。更に、成形したエンコーダの周上で、エンコーダに 必要とされる充分な磁力が得られ、かつ磁力強度のばらつきも効果的に抑制され るエンコーダ用磁性ゴム組成物である。アクリロニトリル量15~50%で水素 添加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し、ストロ ンチウムーフェライトを300部~1800部若しくはパリウムーフェライトを 300部~1800部、又はストロンチウムーフェライトとパリウムーフェライ トの混合物を300部~1800部、シランカップリング剤を0.5~2部及び 滑剤を1~10部混合して成る。



明細書

エンコーダ用磁性ゴム組成物

技術分野

ر ا

本発明は、例えば自動車などの車輪軸の回転速度検出用の回転センサなどに採 用されるエンコーダ用の磁性ゴム組成物に関するものである。このような磁性ゴ ム組成物は着磁されてエンコーダとして使用されるものである。本発明は、着磁 されてエンコーダとして使用されるために必要とされる磁力特性、耐熱性、耐水 性及び耐油性を有し、加工性に優れ、金属との加硫接着が可能なエンコーダ用磁 性ゴム組成物に関する。更に、成形したエンコーダの周上で、エンコーダに必要 とされる充分な磁力が得られ、かつ磁力強度のばらつきも効果的に抑制されるエ ンコーダ用磁性ゴム組成物に関する。

背景技術

従来、ゴムは、一般的に、耐熱性、耐水性、耐油性に劣り、130~150℃ の環境下で長時間使用するとゴム弾性が失われるといわれるが、これらの欠点を 克服するものとして水素添加ニトリルブタジエンゴムが開発された。

水素添加ニトリルブタジエンゴムに磁性を持たせるためには、磁性粉として希 土類、フェライト等を混合する必要がある。希土類は、コストが高く、混練り作 業性も悪いため、フェライトが一般に用いられる。ここで、ゴムに磁性を付与す るフェライトとしては、バリウム系とストロンチウム系が一般的であるが、後述 のようにフェライトの混合量が問題となるため、バリウム系フェライトより磁力 が大きいストロンチウム系フェライトを使用する方が有利であるといえる。

水素添加ニトリルブタジエンゴムに着磁されてエンコーダとして使用されるに 十分な実用域の磁気特性を付与するためには、多量のフェライトを混合する必要 がある。

ところが、水素添加ニトリルブタジエンゴムに多量のフェライトを混合すると、







7

2

使用に耐えうる強度が確保できず、伸びやゴム弾性等の物性が低下し、加工性が 著しく悪くなる。一方、フェライトの大量使用により損なわれた物性を回復する ため、水素添加ニトリルブタジエンゴム組成物に各種添加剤を混合していくと、 磁気特性が悪化し、加硫接着性が低下する。

従って、水素添加ニトリルブタジエンゴムに実用域の磁気特性を付与する目的 でフェライトを混合する場合には、種々の技術的な問題が存在する。

本発明は、着磁されてエンコーダとして使用されるに十分な実用域の磁気特性 を持つと共に、エンコーダとして使用されるために必要とされる耐熱性、耐水性 及び耐油性を有し、加工性に優れ、金属との加硫接着が可能であるエンコーダ用 磁性ゴム組成物を提供するものである。更に、成形したエンコーダの周上で、エ ンコーダに必要とされる充分な磁力が得られ、かつ磁力強度のばらつきも効果的 に抑制されるエンコーダ用磁性ゴム組成物の提供を目的とするものである。

発明の開示

本発明者は、数々の配合を検討し、磁気特性試験を行った結果、実用域の磁気 特性を持ち、耐熱性などに優れ、かつ金属との加硫接着可能なエンコーダ用磁性 ゴム組成物を見い出し、本発明をするに至った。

即ち、本発明のエンコーダ用磁性ゴム組成物は、アクリロニトリル量15~5 0%で水素添加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対 し、ストロンチウムーフェライトを300部~1800部又はバリウムーフェラ イトを300部~1800部、シランカップリング剤を0.5~2部及び滑剤を 1~10部混合して成る。

本発明では、従来のニトリルブタジエンゴムに比べ、耐熱性、特に伸び変化率 に優れ、アクリルゴムに比べ、耐水性及び耐グリース性の良いポリマーとして、 アクリロニトリル量15~50%で水素添加率80~99%の水素添加ニトリル ブタジエンゴムを使用する。ここで、アクリロニトリル量15~50%で水素添 加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴムは、常法により得られたも のを使用することができる。 4



本発明において、ストロンチウム-フェライト及びバリウム-フェライトは、 市販のものを使用することができるが、磁気特性に優れているという点から、平 均粒径が0.9~1.4µmであるものが好ましく、粒径分布が広いものが好ま しい。

本発明のエンコーダ用磁性ゴムの磁気特性は、フェライトの含有率により大きく変化する。

本発明において、磁粉としてストロンチウムーフェライトのみを混合した場合 には、磁気特性に優れたものとなる。この場合、ストロンチウムーフェライトを 水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し300~1800部混合する。 ストロンチウムーフェライトの量が水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に 対し300部未満であると、エンコーダとして必要な磁気特性が得られないこと があるからであり、逆に1800部を超えると、加工が困難になり、ゴム物性が 低下するだけでなく、金属への接着性が悪くなるからである。

また、磁粉としてバリウムーフェライトのみを混合した場合には、規則正しい 磁極が得られる。この場合、バリウムーフェライトを水素添加ニトリルブタジエ ンゴム100部に対し300~1800部混合する。バリウムーフェライトの量 が水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し300部未満であると、エン コーダに必要とされる物性が得られないことがあるからであり、逆に1800部 を超えると、加工が困難になり、ゴム物性が低下するだけでなく、金属への接着 性が悪くなるからである。

本発明において、シランカップリング剤は、ゴム物性を向上させ、ポリマーと の繋ぎ作用としての補強効果とフェライトとポリマーの相互作用を向上させる目 的で混合する。

シランカリップリング剤としては、例えば、メルカプトシランを使用すること ができる。シランカップリング剤は、水素添加ニトリルブタジエンゴム100部 に対し0.5~2部混合する。シランカップリング剤の量が水素添加ニトリルブ タジエンゴム100部に対し0.5部未満であると、シランカップリング剤を添 加した効果が十分に得られないことがあるからであり、逆に、2部を超えると、 WO 01/41162





1

加硫速度が速くなり、成形性が悪くなるからである。

本発明においては、滑剤を混合することにより、接着性に影響を与えず、加工性、特に混練り性が改善される。

滑剤としては、例えば、マイクロクリスタリンワックスやパラフィンワックス を使用することができる。滑剤は、水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に 対し1~10部混合する。滑剤の量が水素添加ニトリルブタジエンゴム100部 に対し1部未満であると、加工性を改善するのに不十分であるからであり、逆に、 10部を超えると、ゴム特性や加硫接着性に悪影響を与えるからである。なお、 加工性を改善させつつ、ゴム特性や加硫接着性への影響をできるだけ少なくする 上では、滑剤を水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し1~5部混合す るのがさらに好ましい。

また、本発明者は、ストロンチウムーフェライトにバリウムーフェライトをブ レンドすることで、エンコーダの周上で、エンコーダに必要とされる磁力として 充分な磁力が得られ、かつ磁力のバラツキを効果的に抑えることができることを 見い出し、本発明をするに至った。

即ち、本発明の他のエンコーダ用磁性ゴム組成物は、アクリロニトリル量15 ~50%で水素添加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴム100部 に対し、ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物を300 部~1800部、シランカップリング剤を0.5~2部及び滑剤を1~10部混 合して成る。

水素添加ニトリルブタジエンゴムに、ストロンチウム-フェライトとバリウム -フェライトの混合物を混合することで、従来のゴム製品と同様の方法で成形で き、磁粉としてストロンチウム-フェライトのみを混合した場合とほとんど変わ らない磁力が得られ、かつエンコーダの周上での磁力のバラツキを効果的に抑え ることができる。

ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物は、水素添加ニ トリルブタジエンゴム100部に対し300~1800部混合する。ストロンチ ウムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物の量が水素添加ニトリルブタ 3

2





ジエンゴム100部に対し300部未満であると、エンコーダとして必要な磁気 特性が得られないことがあるからであり、逆に1800部を超えると、加工が困 難になり、ゴム物性が低下するだけでなく、金属への接着性が悪くなるからであ る。

ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物中には、バリウ ムーフェライトが20~50重量%含有されているのが好ましい。ストロンチウ ムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物において、バリウムーフェライ トの占める割合を20重量%以上とした方が、エンコーダの周上での磁力のバラ ツキを抑える上でより効果的であるが、逆に、50重量%を超えると、エンコー ダ用磁性ゴムとして要求される物性が得られないことがあるため、好ましくない。

ストロンチウムーフェライトにバリウムーフェライトがブレンドされている前 記の本発明のエンコーダ用磁性ゴム組成物においても、上述の理由により、シラ ンカップリング剤及び滑剤を混合する。

前述した本発明のいずれのエンコーダ用磁性ゴム組成物においても、水素添加 ニトリルブタジエンゴムにカーボンブラックを混合することが、本発明のゴム組 成物の機械的強度を増大させ、硬さ、耐摩耗性などの物性を向上させる上で望ま しい。

カーボンブラックは、市販のものを使用することができるが、粒径が10~5 0ナノメーターのものを使用することが好ましい。粒子が細かいほど、--般に補 強効果はあるが、その一方、加工が難しくなるからである。また、カーボンブラ ックは、原料ゴム100部に対し、40~60部が標準配合量であるが、本発明 のゴム組成物では、多量に混合すると磁気特性が低下するので、水素添加ニトリ ルブタジエンゴム100部に対し2~30部混合するのが好ましい。

本発明では、水素添加ニトリルブタジエンゴムの物理的性質を改善する点で加 硫を行った方がよい。

本発明において、加硫を行うために混合する加硫剤としては、例えば、イオウ、 パーオキサイドなどが挙げられる。加硫剤としてパーオキサイドを用いる場合に は、共架橋剤も混合する。



Ę.

9

加硫剤は、水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し0.1~10部混 合するのが好ましい。加硫剤が水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し 0.1部未満であると、ゴム物性の向上が見られないことがあるため、好ましく なく、逆に10部を超えると、加硫ゴムの柔軟性が劣ることがあるため、好まし くないからである。なお、ゴム物性の向上を図りつつ、より柔軟性の優れた加硫 ゴムを得るためには、イオウ加硫の場合、加硫剤を水素添加ニトリルブタジエン ゴム100部に対し0.1~2部混合するのがさらに好ましい。

加硫剤の他には、加硫速度を増進させ、加硫物の物性を向上させるため、N-シクロヘキシルベンゾチアジル-2-スルフェンアミド(CM)、テトラメチル チウラムジサルファイド(TT)、N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド (PVI)などの加硫促進剤、酸化亜鉛及びステアリン酸などの加硫促進助剤を 混合することが好ましい。

なお、加硫成型後には、二次加硫をすることによって、金属への接着性がさら に向上する。

本発明では、本発明の効果を妨げない範囲であれば、上述したもの以外を混合 することもできる。例えば、熱劣化を防止するため、老化防止剤を水素添加ニト リルブタジエンゴム100部に対して1~5部混合してもよく、混練性や押し出 し性を向上させるため、可塑剤を水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対 して1~20部混合してもよい。

発明を実施するための最良の形態

(実施例1)

密閉型の混練り機を用いてあらかじめ温度を90℃に設定し、以下のものを一 括添加し混練した。

アクリロニトリル量36%で水素添加率80%の水素添加ニトリルブタジエン ゴム(H-NBR)(日本ゼオン株式会社製)100部

平均粒径1.1μmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部 WO 01/41162





シランカップリング剤として、KBM803(信越化学株式会社製)1部 滑剤として、パラフィン170°F(日本精蝋株式会社製)3部

イオウ(細井化学株式会社製)0.5部

加硫促進剤として、N-シクロヘキシルベンゾチアジル-2-スルフェンアミド(三新化学工業株式会社製)1.5部、テトラメチルチウラムジサルファイド(三新化学工業株式会社製)1部及びN-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド(三新化学工業株式会社製)0.3部

加硫促進助剤として、活性亜鉛華(堺化学工業株式会社製)4部及びステアリン酸(花王株式会社製)3部

老化防止剤として、ナウガード445(ユニロイヤルケミカル社製)1.5部 ポリエステル系可塑剤(大日本インキ株式会社製)3部

上記混練物をシート状にして、190℃で3分加硫して成形した後、180℃ で1時間二次加硫し、本発明の実施例となるシート状の磁性ゴム組成物1aを得 た。

また、別に、上記混練物をひも状にしたものをフェノール系接着剤が塗布された金属環上に置き、190℃で3分加硫して成形した後、180℃で1時間二次加硫し、外径72.5ミリメートル、内径59.1ミリメートル、厚み0.9ミリメートルの本発明の実施例となる磁性ゴム組成物が接着形成された金属環1bを得た。

(実施例2)

÷,

2

密閉型の混練り機を用いてあらかじめ温度を90℃に設定し、以下のものを一 括添加し混練した。

アクリロニトリル量36%で水素添加率80%の水素添加ニトリルブタジエン ゴム(日本ゼオン株式会社製)100部

粒径30ナノメーターのカーボンブラック(ケッチェンブラックインターナショナル社製)10部

平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部 WO 01/41162



Y

ç

シランカップリング剤として、KBM803(信越化学株式会社製)1部 滑剤としてパラフィン170°F(日本精蝋株式会社製)3部

イオウ(細井化学株式会社製)0.5部

加硫促進剤として、Nーシクロヘキシルベンゾチアジルー2-スルフェンアミド(三新化学工業株式会社製)1.5部、テトラメチルチウラムジサルファイド(三新化学工業株式会社製)1部及びN-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド(三新化学工業株式会社製)0.3部

加硫促進助剤として、活性亜鉛華(堺化学工業株式会社製)4部及びステアリン酸(花王株式会社製)3部

老化防止剤として、ナウガード445 (ユニロイヤルケミカル社製) 1.5部 ポリエステル系可塑剤 (大日本インキ株式会社製) 3部

上記混練物をシート状にして、190℃で3分加硫して成形した後、180℃ で1時間二次加硫し、本発明の実施例となるシート状の磁性ゴム組成物2aを得 た。

また、別に、上記混練物をひも状にしたものをフェノール系接着剤が塗布された金属環上に置き、190℃で3分加硫して成形した後、180℃で1時間二次加硫し、外径72.5ミリメートル、内径59.1ミリメートル、厚み0.9ミリメートルの本発明の実施例となる磁性ゴム組成物が接着形成された金属環2bを得た。

(実施例3)

平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部を平均粒径1.3µmであるバリウム-フェライト(戸田工業株式 会社製)870部に代えた以外は、実施例1と同様の操作を繰り返し、本発明の 実施例となるシート状磁性ゴム組成物3a及び本発明の実施例となる磁性ゴム組 成物が接着形成された金属環3bを得た。

(実施例4)

平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部を平均粒径1.3µmであるバリウム-フェライト(戸田工業株式





会社製)870部に代えた以外は、実施例2と同様の操作を繰り返し、本発明の 実施例となるシート状磁性ゴム組成物4a及び本発明の実施例となる磁性ゴム組 成物が接着形成された金属環4bを得た。

(実施例5)

平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部を平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工 業株式会社製)609部と平均粒径1.3µmであるバリウム-フェライト(戸 田工業株式会社製)261部に代えた以外は、実施例1と同様の操作を繰り返し、 本発明の実施例となるシート状磁性ゴム組成物5a及び本発明の実施例となる磁 性ゴム組成物が接着形成された金属環5bを得た。

(実施例6)

平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工業株式会社 製)870部を平均粒径1.1µmであるストロンチウム-フェライト(戸田工 業株式会社製)609部と平均粒径1.3µmであるバリウム-フェライト(戸 田工業株式会社製)261部に代えた以外は、実施例2と同様の操作を繰り返し、 本発明の実施例となるシート状磁性ゴム組成物6a及び本発明の実施例となる磁 性ゴム組成物が接着形成された金属環6bを得た。

(試験例)

(1)本発明の実施例となるシート状磁性ゴム組成物1a~6aを用いて、磁力特性、常態物性、耐熱性、耐水性、耐グリース性を評価した。

磁力特性は、VSM(振動試料型磁力計)により測定した。

常態物性は、日本工業規格(JIS)に基づき測定した。即ち、シートから打ち抜かれたダンベル状試験片を用いて引張試験機にて測定した。

耐熱性は、日本工業規格に基づき測定した。即ち、シートから打ち抜かれたダ ンベル状試験片をギヤー式オーブンで熱劣化させたものを測定した。

耐水性は、日本工業規格に基づき測定した。即ち、シートから打ち抜かれたダ ンベル状試験片を熱水に浸漬したものを測定した。

耐グリース性は、日本工業規格に基づき測定した。即ち、シートから打ち抜か

WO 01/41162





۰.

'n

れたダンベル状試験片をグリース浸漬したものを測定した。

(2)本発明の実施例となる磁性ゴム組成物が接着形成された金属環1b~6 bをNS各48極に着磁した後、ホールセンサーにより各磁極の極束密度を測定 し、エンコーダ周上における平均磁束密度及び平均磁束密度に対する磁力のバラ ッキを算出した。

その結果を表1に示す。

- 10 -





表1

3

5

2

	実施例1	実施例2	実施例3	実施例4	実施例5	実施例6
H-NBR(水鬆加80%)	100	100	100	100	100	100
ストロンチウムーフェライト	870	870	-	-	609	609
バリウムーフェライト		-	870	870	261	261
シランカップリング剤	1	1	1	1	1	1
滑剤	3	3	3	3	3	3
加硫剤(硫黄)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
カーボンブラック	_	10	_	10	_	10
加硫促進剤 СМ	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
ТТ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
PVI	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
加硫促進助剤 活性亜鉛華	4	4	4	4	4	4
ステアリン酸	3	3	3	3	3	3
老化防止剤	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
ポリエステル系可塑剤	3	3	3	3	3	3
フェライト含有率 (%)	88.0	87.1	88.0	87.1	88.0	87.1
磁力特性 (BH)max/kJ·m ⁻³	12.3	11.5	8.2	7.8	9.9	9.2
常態物性 硬さ(pts)	96	97	92	93	94	96
引張強さ(MPa)	4.8	5.1	4.6	5.2	4.9	5.4
伸び(%)	22	45	23	52	21	46
耐熱性	+3	+2	+4	+3	+3	+2
(150°C168時間) 引張強さ変化率 (%)	+102	+90	+88	+95	+104	+101
伸び変化率 (%)	-23_	-20	-23	-30	-25	-26
耐水性 酸氢(pts)	-4	-2	-3	-2	-4	-2
(70°C168時間) 体積変化率(%)	+4.2	+3.6	+4.1	+3.8	+4.1	+3.4
耐グリース性 融鍃(pts)	-3	-2	-3	-3	-4	-3
(120°C168時間) 体積変化率(%)	+1.4	+0.8	+1.1	+0.7	+1.3	+0.8
エンコータ、周上における平均磁束密度 (mT)	58.0	55.9	46.6	43.6	55.1	52.4
平均磁束密度に対する盛力のハ、ラッキ (%)	15.4	16.2	8.0	8.2	10.2	10.5

WO 01/41162



'n

ş.

表1から、本発明の磁性ゴム組成物(実施例1~6)は、フェライト含有率が 87%を超えていても、エンコーダとして使用されるために必要とされる耐熱性、 耐水性及び耐油性を有することがわかった。

また、本発明の磁性ゴム組成物(実施例1~6)はいずれも(BH) max7. 8KJ/m³を超える磁力特性を示し、エンコーダ用の磁性ゴムに要求される実 用的な磁力を発揮するということがわかった。

フェライトとして、ストロンチウムーフェライトのみが配合されている実施例 1及び2、バリウムーフェライトのみが配合されている実施例3及び4、ストロ ンチウムーフェライトとバリウムーフェライトが配合されている実施例5及び6 との比較から、エンコーダ周上における平均磁東密度をより強くする上では、ス トロンチウムーフェライト単独にすることが望ましく、平均磁東密度に対する磁 力のバラツキをより少なくする上では、実施例3及び4のように、バリウムーフ ェライト単独にすることが望ましく、エンコーダ周上における平均磁東密度を強 くしつつ、平均磁東密度に対する磁力のバラツキを少なくする上では、実施例5 及び6のように、ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの双方を 配合することが望ましいことが分かる。

また、実施例1と実施例2、実施例3と実施例4、実施例5と実施例6との比較から、カーボンブラックを配合すると、フェライトとして、ストロンチウムーフェライトのみが配合されている場合、バリウムーフェライトのみが配合されている場合、ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの双方が配合されている場合のいずれであっても、硬さ、引張強さ、伸びという常態物性が改善されることがわかる。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明に係るエンコーダ用磁性ゴム組成物は、精密な着磁ビッ チが要求される分野で利用することができ、耐熱性、耐候性、耐油性及び耐水性 が要求される場合に適している。

従って、回転数測定のエンコーダ等に用いられる磁性ゴムとして有用である。

- 12 -

Ű,



請求の範囲

 アクリロニトリル量15~50%で水素添加率80~99%の水素添加ニト リルブタジエンゴム100部に対し、ストロンチウムーフェライトを300部~ 1800部、シランカップリング剤を0.5~2部及び滑剤を1~10部混合し て成ることを特徴とするエンコーダ用磁性ゴム組成物。

 アクリロニトリル量15~50%で水素添加率80~99%の水素添加ニト リルブタジエンゴム100部に対し、バリウム-フェライトを300部~180
 0部、シランカップリング剤を0.5~2部及び滑剤を1~10部混合して成る
 ことを特徴とするエンコーダ用磁性ゴム組成物。

3. アクリロニトリル量15~50%で水素添加率80~99%の水素添加ニト リルブタジエンゴム100部に対し、ストロンチウムーフェライトとバリウムー フェライトの混合物を300部~1800部、シランカップリング剤を0.5~ 2部及び滑剤を1~10部混合してなることを特徴とするエンコーダ用磁性ゴム 組成物。

4.ストロンチウムーフェライトとバリウムーフェライトの混合物が、バリウム
 -フェライトを20~50重量%含有することを特徴とする請求の範囲第3項記載のエンコーダ用磁性ゴム組成物。

5. エンコーダ用磁性ゴム組成物は、さらに、アクリロニトリル量15~50%
 で水素添加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し、
 加硫剤を0.1~10部混合して成ることを特徴とする請求の範囲第1項、第2
 項、第3項又は第4項記載のエンコーダ用磁性ゴム組成物。

6. エンコーダ用磁性ゴム組成物は、さらに、アクリロニトリル量15~50%
 で水素添加率80~99%の水素添加ニトリルブタジエンゴム100部に対し、
 カーボンブラックを2~30部混合して成ることを特徴とする請求の範囲第1項、
 第2項、第3項、第4項又は第5項記載のエンコーダ用磁性ゴム組成物。

カーボンブラックの粒径が、10~50ナノメーターであることを特徴とする請求の範囲第6項記載のエンコーダ用磁性ゴム組成物。

¥

•

ũ

ĥ

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

ý

0



A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl ⁷ H01F 1/117				
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC				
B. FIELDS SEARCHED				
Minimum documentation searched (classification system followed Int.Cl ⁷ H01F 1/117	Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)			
Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2001				
Electronic data base consulted during the international search (nar	ne of data base and, where practicable, sea	rch terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT				
Category* Citation of document, with indication, where a		Relevant to claim No.		
A JP, 63-284804, A (TDK Corporat 22 November, 1988 (22.11.88)		1-7		
Further documents are listed in the continuation of Box C.	See patent family annex.			
 Special categories of cited documents: document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed Date of the actual completion of the international search 	considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art document member of the same patent family Date of mailing of the international search report			
13 February, 2001 (13.02.01) Name and mailing address of the ISA/	20 February, 2001 (2 Authorized officer	20.02.01)		
Japanese Patent Office				
Facsimile No.	Telephone No.			

Y

• ۲

r



Y.



国際出願番号 PCT/JP00/08445 国際調査報告 Α. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int Cl⁷ H01F 1/117 調査を行った分野 Β. 調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC)) Int Cl⁷ H01F 1/117 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 1971-2001年 日本国公開実用新案公報 日本国登録実用新案公報 1994-2001年 日本国実用新案登録公報 1996-2001年 国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称、調査に使用した用語) C 関連すると認められる文献 引用文献の 関連する カテゴリー* 引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示 請求の範囲の番号 JP, 63-284804, A (ティーディーケイ株式会社), 2 1 - 7Α 2.11月.1988 (22.11.88) (ファミリーなし)□ C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。 引用文献のカテゴリー の日の後に公表された文献 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 「丁」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって もの 出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 「E|国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日 の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 文献 (理由を付す) 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに 「O」ロ頭による開示、使用、展示等に言及する文献 よって進歩性がないと考えられるもの 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願 「&」同一パテントファミリー文献 国際調査を完了した日 国際調査報告の発送日 13.02.01 20.02.01 国際調査機関の名称及びあて先 特許庁審査官(権限のある職員) 5 R 7371 印入 日本国特許庁(ISA/JP) 平塚 義三 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 電話番号 03-3581-1101 内線 6794

様式PCT/ISA/210(第2ページ)(1998年7月)

 $\langle \cdot \rangle$

Ş

P

4